

農林水産事務所(農村整備部)及び農林事務所(農村整備部)所管事業に 使用する積算基準類の適用について

1 適用積算基準

- (1) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (土木工事)
- (2) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)
- (3) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (施設機械)
- (4) 令和7年度 土地改良工事積算基準 (機械経費)
- (5) 令和7年度 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
- (6) 土地改良工事積算基準【運用編】 (令和8年4月1日以降適用版)

※その他の基準類等の適用については、「(5) 土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

2 公表について

土地改良工事積算基準【運用編】(令和8年4月1日以降適用版)は山口県農林水産部農村整備課ホームページで公表します。

ホームページURL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/319954.html>

なお、山口県農林水産部農村整備課及び各農林(水産)事務所での運用編の閲覧及び貸出は行っていません。